

知っているようで本当は知らないEtc. ～『最終利益(純利益)』と『課税所得』

中国現地法人では、一会計年度の最終的な利益は、『会計年度監査』終了後に行われる企業所得税の確定申告（及び納税）を経て確定されることとなります。今回は、この『最終利益』と、企業所得税の計算の際に計算される『課税所得』について説明します。

1. 『最終利益(純利益)』と企業所得税

現地法人が決算を迎えると、該当する会計年度に関する財務内容の整理が行われ、当該会計年度最終的な利益、及び決算日における現地法人の資産の状況が確定します。これを明らかにする資料がいわゆる決算書です。

一方、企業所得税は課税年度中に稼得した所得に対して課税されます。この課税年度は会計年度と同じく暦年で1月1日から12月31日とされており、課税年度終了後（決算日到来後）、5ヶ月以内に年度確定申告を行って、課税年度における企業所得税の金額が確定することとなります。

最終利益(純利益)とは、一会計年度最終的な利益をいいますので、当該年度における企業所得税を控除した後の利益となります。しかしながら、企業所得税額は、以下のように決算が確定し会計年度監査が行われた後に行われる確定申告によって確定します。そのため、中国では、決算書において、確定申告によって確定する当該会計年度の企業所得税について未調整の場合が見受けられます。

■企業所得税確定申告までの手続き概要

1. 課税年度	暦年（1月1日～12月31日）
2. 最終月(12月)の税務申告	第4四半期(10月～12月)の予定納税
3. 決算修正及び確定	通常、4.の会計年度監査と同時に進められます
4. 会計年度監査	企業所得税確定申告までに報告書の作成が必要（通常は、1月～3月ごろ）
5. 企業所得税確定申告	「会計年度監査」を経ていることを前提として申告（法律上の申告期限は5月末）(※)

(※) 申告期限については、法律上は課税年度終了後5ヶ月以内とされていますが、一般的には4月中の申告が必要となります。

2. 『課税所得』

企業所得税は、現地法人が一課税年度中に稼得した所得に対して課税されますが、この課税を受ける所得のことを課税所得といいます。課税所得は、決算により確定した税引前の利益を基準として、企業所得税法に基づいて加算および減算調整して計算します。なお、調整内容については、会計年度監査報告書に記載されるのが一般的です。

このように課税所得は企業所得税を計算するための概念であり、会計上算出される利益とは異なります。

■一般的な調整項目

1. 交際費	実際発生額の60%、かつ売上高発生額の0.5%を損金算入の限度とする
2. 福利厚生費	給料及び賞与発生額の14%を損金算入の限度とする
3. 従業員教育経費	給料及び賞与発生額の2.5%を損金算入の限度とする
4. 広告宣伝費	売上高発生額の15%を損金算入の限度とする
5. 寄付	公益性を有し、かつ利益計上額の12%を損金算入の限度とする